

取扱食品の放射性物質 自主検査結果報告書

令和2年2月18日更新

(単位:ベクレル/kg)

<試験方法等について>

- (1)一般食品はNaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータを使用して、スクリーニング検査を行います。検査の結果、放射性物質がスクリーニングレベル(50Bq/Kg)を超えた場合は、ゲルマニウム(Ge)半導体検出器を用いて確定検査を行います。また検査数の増加に対応するため一般食品もゲルマニウム(Ge)半導体検出器を用いての検査を実施していきます。
- (2)水、牛乳、飲用茶及び検査数の増加に伴い、一般食品の一部はゲルマニウム(Ge)半導体検出器による確定検査を行います。
 ※厚生労働省2012年3/1発信の「食品中の放射性セシウムスクリーニング法の一部改正について」に準じ、また2012年3/15発信の「食品中の放射性物質の試験法について」に則して実施しています。

<検査結果の見方>

- (1)「検出せず」とは、測定下限値未満のこと及び検出限界値未満のことです。
- (2)測定下限値とは、スクリーニング検査において測定できる最小の値をいいます。スクリーニング検査で核種別の測定値は参考値です。
- (3)検出限界値とは、Ge半導体検出器による測定において検出できる最小値をいいます。「検出せず<10」とあるのは検出できる最小値が10ベクレルということです。
 ○ NaI使用機器の検査で測定下限値(25ベクレル)未満である場合は「<25」と記載しています。

検査機器 NaI NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ—ベルトールドLB2045
 Ge ゲルマニウム半導体検出器セイコーEG&G社オルテックSEG-EMS GEM40P4-76

食品衛生法規格		検出限界値
食品区分	基準値	
飲料水	10	2
牛乳	50	10
一般食品	100	測定下限値
		25

No	試験日	食品区分	部門	原料 生産地名 /加工地名	商品名	検査 機器	試験結果(単位:ベクレル/Kg)						備考
							放射性セシウム						
							セシウム-134		セシウム-137		セシウム合計		
1	2月11日	一般食品	精肉	岩手県	国産牛肉 JP1529378748	NaI	検出せず	<7.82	検出せず	<7.00	検出せず	<25	
2	2月11日	一般食品	精肉	栃木県	国産牛肉 JP086554915	NaI	検出せず	<7.38	検出せず	<6.16	検出せず	<25	
3	2月11日	一般食品	精肉	北海道	国産牛肉 JP1356961205	NaI	検出せず	<7.24	検出せず	<6.04	検出せず	<25	
4	2月11日	一般食品	精肉	北海道	国産牛肉 JP1547626555	NaI	検出せず	<7.17	検出せず	<5.98	検出せず	<25	
5	2月11日	一般食品	精肉	北海道	国産牛肉 JP1404317923	NaI	検出せず	<7.24	検出せず	<6.04	検出せず	<25	
6	2月11日	一般食品	鮮魚	宮城県	マルダイ長沼商店 めかぶ 35g×3 (期限日 2/13)	NaI	検出せず	<8.63	検出せず	<7.21	検出せず	<25	
7	2月15日	一般食品	鮮魚	宮城県	マルダイ長沼商店 めかぶ 35g×3 (期限日 2/17)	NaI	検出せず	<7.24	検出せず	<6.06	検出せず	<25	

※検査はサンプリングにより実施しています。従いまして 検査結果は検査した検体に対する結果であって、当社で販売しているすべての商品に対する結果を意味するものではありません。